

訪問介護重要事項説明書

1 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0470-40-1411 (月曜～土曜：午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 本橋 ひろみ

* ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

2 ヘルパーステーション そよかぜ の概要

名称・法人種別 社会福祉法人おかげさま

代表者役職・氏名 理事長 松永 平太

事務所所在地 千葉県南房総市千倉町南朝夷1661

電話番号 0470-44-6600

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	1278800543
事業所名	ヘルパーステーション そよかぜ
所在地	千葉県南房総市千倉町南朝夷1661
サービス提供地域*	南房総市（旧安房郡の千倉町、白浜町、和田町、丸山町）

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当法人の訪問介護サービスの特徴等

① 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 当事業所が行っている業務

- 1、介護保険法による訪問介護サービスの居宅サービス事業
- 2、身体障害者福祉法・知的障害福祉法・児童福祉法による居宅介護等事業
- 3、介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業
- 4、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの居宅介護および重度訪問介護事業

(4) 当事業所の職員体制 (令和7年4月現在)

		資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者		介護福祉士	1名			1名
サービス提供責任者		介護福祉士	2名			2名
訪問介護員	介護福祉士		5名	1名		6名
	ホームヘルパー2級			1名		
事務職員						

(5) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜～土曜	8:30～17:30

※ その他の時間、日曜祝日、年末年始等相談に応じます。(原則、身体介護とさせていただきます。)

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助 食事中の見守り(嚥下の確認)身をほぐす
- ・入浴介助 洗体、洗髪、脱衣、着衣
- ・排泄介助 おむつ交換、トイレへの移動、排便後の後始末
等

(2) 生活援助

- ・買物 日用品(食品、雑貨)等の買い物
- ・調理 一般的な調理、配膳、後片付け
- ・掃除 居室、寝室、トイレ、卓上等の掃除
- ・洗濯 洗濯、洗濯物の乾燥(物干し)
等

(3) その他日常生活上の支援

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護報酬の1割もしくは2割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者の負担となります。

〔料金表〕

サービス項目	利用時間	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
身体介護が中心の場合	20分未満	179円	358円	537円
	20分～30分未満	268円	536円	804円
	30分以上1時間未満	426円	852円	1,278円
	1時間以上1時間半未満	624円	1,248円	1,872円
身体介護と生活援助	身体介護20～30分未満に 引続き生活援助20分以上4 5分未満	340円	680円	1,020円
	身体介護20～30分未満に 引続き生活援助45分以上	416円	832円	1,248円
生活援助が中心の場合	20分～45分未満	197円	394円	591円
	45分以上	242円	484円	726円
初回加算（初回訪問時）		200円	400円	600円
緊急訪問介護加算		100円	200円	300円
生活機能向上連携加算Ⅰ	初回の訪問介護実施 月以降3月間に限り	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算Ⅱ		200円	400円	600円
認知症専門ケア加算Ⅰ	1日につき	3円		
認知症専門ケア加算Ⅱ		4円		
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数に22.4%を乗じた額		

*当事業所は、厚生労働大臣が定める基準の会議・研修等を計画的に実施、介護福祉士を30%以上配置、体制要件・人材要件に適合しており 特定事業所加算（Ⅱ）を受けております。

*基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）帯は上記料金の25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は同50%増しとなります。

*上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者のサービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

*一人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で利用者や家族の同意を得て、2人でサービス提供した場合は、2倍の利用者負担額となります。

*生活機能向上連携加算Ⅰは、リハビリテーション専門職・医師からの助言を受けた上で訪問介護事業所のサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成します。

*生活機能向上連携加算Ⅱは、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から訪問リハビリ

テーション実施時に訪問介護事業所のサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に利用者を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合加算されます。

*介護職員処遇改善加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合した訪問介護サービス事業所に所定単位数の22.4%を乗じた額が加算となります。

*介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

*認知症専門ケア加算は、介護サービスにおける認知症対応を向上させていく観点で専門の研修を受けた職員が配置されている事業所に対して加算されます。

(2) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止される場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日までにご連絡頂いた場合	無 料
ご利用日の当日にご連絡頂いた場合	1,500円

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域へのサービスの提供は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供の方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を戴くこともあります。

(4) その他

① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、翌月の10日以降に前月分の請求をいたします。27日に指定口座より料金を引き落とした後、振替結果を確認し領収証を発行します。(詳細については別紙 利用料金口座振替について 参照)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が、非該当（要支援または自立）と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時のご連絡先	氏名	
	連絡先	〒 TEL

7 サービス内容に関する苦情

① 当社相談 苦情担当

担当 本橋 ひろみ 電話 0470-40-1411

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

南房総市 保健福祉部 高齢者支援課 連絡先電話 0470-36-1152

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

連絡先電話 043-254-7404

8 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

9 身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医および他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

10 衛生管理に関する事項

事業所において感染症の発生、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 事業継続にむけた取り組みについて

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 ハラスメントの防止・対応

事業所では、訪問介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意にそぐわない性的言動、好意的態度の要求等。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、指針をもとに即座に対応し、再発防止会議等に同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、ミーティングなどで話し合いの場を設け、訪問介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約などの措置を講じます。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者 所 在 地 千葉県南房総市千倉町南朝夷1661
事業者名 社会福祉法人おかげさま
ヘルパーステーション そよかぜ
代表者名 理事長 松永 平太
(事業所番号 千葉県 1278800543)

説明者 所 属 ヘルパーステーション そよかぜ

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

利用者 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名